

阿字ヶ浦土地区画整理事業

くかくだより No.8



令和5年1月発行 那珂湊地区土地区画整理事務所

皆様におかれましては、日頃から「阿字ヶ浦土地区画整理事業」の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当事業では、令和元年度の事業見直し完了後、新たな事業計画に基づき整備に取り組んでおります。

今後も阿字ヶ浦土地区画整理事業の早期完了を目指して事業進捗を図ってまいりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

施行者（那珂湊地区土地区画整理事務所）からのお願い

1 建物や塀などを建てる場合

区画整理事業施行中に、建築物や塀、車庫などの工作物の新築、改築、造成工事等を行う場合は、土地区画整理法第76条の許可が必要となりますので、着工前に当事務所にご相談ください。

2 土地の権利が変動した場合（売買・相続等）

市では、区画整理事業地内の土地の地番や所有者に関する情報についての台帳を作成しております。法務局で登記内容の変更を行った際には、当事務所で変更手続き（土地所有者変更届）をしてください。

3 土地の分筆・合筆を行う場合

土地の分筆や合筆をする場合は、既に決定している換地設計を変更する必要があります。そのため、土地の売買や相続等により土地の分筆や合筆を行うときは、必ず事前にご相談ください。

那珂湊地区土地区画整理事務所は、那珂湊支所内において、阿字ヶ浦・船窪の2地区の業務を担当しています。土地区画整理事業について、ご質問等がありましたら随時お問い合わせ下さい。

☎029-273-0111 内線 242・243

保留地好評分譲中

阿字ヶ浦地区

※表示の道路は計画道路を含みます。



先着順

申し込み方法（先着順で随時受付中）

◆受付時間

午前8時30分～午後5時30分
（日曜日、土曜日、祝日等の閉庁日を除く。）

◆受付場所

ひたちなか市役所那珂湊地区土地区画整理事務所内
（ひたちなか市役所那珂湊支所2階）において受付

◆申込資格

- 以下の条件に該当しない方
- ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者等

※保留地売却決定後、売買契約締結までに契約保証金（保留地売買価額の100分の10以上）の納入、売買契約締結後60日以内に売買代金の納入が必要となりますので、あらかじめ融資等の資金計画を立てたうえでお申込みください。

No.	街区	符号	地積	坪数	価額
18	74	8	240㎡	約72坪	5,856,000円
50	76	3	255.52㎡	約77坪	6,975,000円
51	76	8	255.14㎡	約77坪	6,888,000円
52	76	9	256.00㎡	約77坪	6,912,000円
53	76	10	256.00㎡	約77坪	6,912,000円
54	76	11	256.01㎡	約77坪	6,912,000円
55	76	12	256.00㎡	約77坪	6,912,000円
57	76	14	253.90㎡	約76坪	6,931,000円
58	76	15	256.19㎡	約77坪	7,045,000円
59	76	16	257.38㎡	約77坪	7,026,000円
60	76	17	258.63㎡	約78坪	7,060,000円
61	76	18	257.93㎡	約78坪	7,093,000円
63	77	2	3,941.16㎡	約1,194坪	75,000,000円
65	77	9	350.00㎡	約106坪	9,030,000円
66	80	11	273.00㎡	約82坪	7,098,000円
68	80	25	269.96㎡	約81坪	6,883,000円

市HP▶
保留地
販売情報



